

## 第6編 教育委員長あいさつ

教育委員長あいさつ =義務教育に思う=



三次市教育委員会  
委員長  
沖田 稔

義務教育については、憲法に「国民は、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する」また、「その保護する子どもに教育を受けさせる義務を負う」と規定されています。具体的には保護者に「子どもを満6歳から9年間、小学校・中学校等に就学させる義務」が、市区町村に「小学校・中学校を設置する義務」がそれぞれ課され、子ども一人一人の学習権が保障されています。そして、義務教育の目的は「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基盤を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」とされています。

ところで、今、時代は変革、混迷、国際競争等の中にあって激しく変化しています。国家・社会の存立基盤ともいえる義務教育ですが、それ故、次第に新しい時代に対応できるものへと変遷していくことは必然といえるでしょう。このようなときにあって、私たちは改めて教育の原点に立ち返ると同時に将来を正しく展望し、これからのあるべき教育や自己の姿を明らかにしなくてはなりません。

まず、子どもたちの学力・体力の向上をはじめ、健全な育成のためには、睡眠時間の確保、食生活の改善、家族とのふれあいなど生活習慣の改善・確立が不可欠です。いうまでもなく子どもの教育についての第一義的責任は家庭にあります。教育における保護者の役割と責任を自覚し、着実に実行することが強く求められています。昔も今も「子は親のかがみ」です。

学校は保護者や地域の期待に応え、特色ある教育活動を展開しつつ子どもを鍛え、子どもの持っている無限の可能性を日々、一つ一つ引出すことに懸命でなければなりません。ただ、こうした営みは、偏に教師個々の教育に対する熱い思いや教育のプロとしての確かな力量、みずみずしい感性・向上心などの豊かな人間性にかかっています。まさに「教育は人なり」です。

市町等の教育行政においては、地域の実情に応じ、独自の教育方針や基準を設定し、教育の振興を目指して魅力ある施策を策定するとともに多様な取組みが円滑かつ効果的に行われるよう教育条件を整えるための財政上の措置を優先的に講じることが肝要です。かの「米百俵」は今なお新鮮です。

私たち一人一人が、春秋に富む子どもにとっては、まぎれもない保護者であり、あるいは教師であり、関係者であるというその立場と責任とを深く認識し、『夢と希望に満ちた三次教育の創造』に向け、さらなる一歩を力強く踏み出したいものです。